

# 我孫子市私立幼稚園預かり保育料助成制度のご案内

[平成29年度 我孫子市]

H29.4

我孫子市では、保護者の方の子育てに関する経済的負担軽減を図るため、我孫子市私立幼稚園預かり保育料助成制度を実施しています。お子さんを市内の幼稚園に通園させ、就労・就学・介護・出産等の理由により預かり保育を利用される方に、幼稚園預かり保育料の1/2の額を助成します。

申請される方は、期日までに申請書と添付書類を提出してください。

## ◆助成の対象 ⇒以下の全てを満たす保護者

- ・園児および保護者が我孫子市に居住し、市の住民基本台帳に登録されている
- ・園児が市内の私立幼稚園に在園し、園児の在園している幼稚園での預かり保育を利用している  
ただし、学校教育法第26条の規定により、満三歳児入園の場合は誕生日の月以降の利用のみが助成の対象となります。
- ・【表1】の理由により園児を家庭で保育することができないことを証する書類がある



### 【表1】 園児を家庭で保育することができない理由について

No	園児を家庭で保育することができない理由	証明書類（父・母の分）
1	<b>就労または就学：</b> 1日3時間以上、かつ月12日以上 （就労日・登校日のみが助成対象） 上記の要件を満たす月の利用分が対象になります ＊土曜・日曜・祝日の出勤日も就労日数に含まれます。 ＊2つ以上の仕事を掛け持ちされている場合と、就労しながら就学されている場合は、1日3時間以上の就労／登校日数を合算することができます。それぞれの証明を提出してください。 （【表3】1,2,3,4,5,6,7,8,12 参照）	<b>就労証明書</b> （平成29年度我孫子市私立幼稚園預かり保育料助成金申請用） を使用のこと  <b>在学証明書及びカリキュラム表等</b> 、就学時間の証明となるもの
2	<b>疾病または負傷：</b> 長期（概ね1か月以上）にわたり治療や療養を要する場合、または精神若しくは身体に障害があり園児を家庭で保育することができない場合 （【表3】9,11,12,13 参照）	<b>診断書の写し等</b> （通院・入院や療養の日時・期間の記入があり、園児を家庭で保育のできない理由が記入してあるもの）
3	<b>妊娠・出産：</b> 出産の準備や出産後の休養が必要な場合、出産予定月とその前後それぞれ2か月間 （【表3】10,12,13 参照）	<b>母子健康手帳の写し</b> （母の氏名及び分娩予定日／分娩日の掲載ページ） （父の就労証明書等も提出）
4	<b>介護や看護：</b> 同居の親族が長期（概ね1か月以上）にわたり疾病状態にあり、又は精神若しくは身体に障害があって常時介護や看護が必要な場合 （【表3】9,11,12,13 参照）	<b>診断書の写し等</b> （介護や看護が必要な期間が記入してあるもの）
5	<b>災害の復旧作業：</b> 震災・風水害・火災その他の災害の復旧作業にあたる場合 （【表3】12,13 参照）	<b>罹災証明書の写しまたは、災害の内容がわかる書類</b>

◆提出書類について⇒別紙の記入例とチェックリストを参考に、正確に記入・確認してください

- ◎申請書・請求書の書式が変更されました。申請書と請求書が点線で仕切られた書式を使用してください。
- ◎申請用チェックリストが追加されました。書類の記入時にご活用のうえ、添付してください。
- ◎黒ボールペンで記入のこと。消えるボールペンや鉛筆は使用不可。
- ◎修正テープや修正液は使用不可。修正箇所には二重線を引き訂正印を押すこと。
- ◎書式は、幼稚園・市役所保育課・市内各行政サービスセンターにあります。  
また、市のホームページからダウンロードすることもできます。
- ◎証明書類は【表1】園児を家庭で保育することができない理由についてを参照してください。
- ◎【表2】提出書類と記入上の注意もよくお読みのうえ、記入例を参照してください。

【表2】 提出書類と記入上の注意

書類名		記入上の注意
申請書	我孫子市私立幼稚園預かり保育料助成金交付申請書	<p>★書類不備等で早急に連絡が必要な場合がありますので、電話番号は日中連絡のつく（携帯電話等の）番号を記入してください。保育課からの着信は我孫子市役所の代表番号（04-7185-1111）で表示されます。その場で応答できない場合は内線 322 保育課までご連絡ください。</p> <p>★金額を間違えた場合は訂正できません。新たな用紙にすべて書き直してください。</p>
	我孫子市私立幼稚園預かり保育料助成金交付請求書	<p>★請求者の住所・氏名・園名・組名・園児名・預かり保育利用期間・振込先情報を記入し、印鑑を押してください。ただし、申請書に基づく審査により却下となる場合がありますので、<b>日付(二か所)と請求額は空欄のまま</b>提出してください。</p> <p>★間違えて記入した場合は訂正ができません。お手数ですが新たな用紙を使い、必要項目をすべて書き直してください。</p>
添付書類 ① ② ③ ④ 全て	①幼稚園預かり保育月別利用状況個人表	<p>●<b>保護者がすべて記入し、園に証明を依頼する（右下の証明部分）</b></p> <p>★訂正は二重線と訂正印。金額の訂正には幼稚園の印が追加が必要です。</p> <p>★幼稚園の証明日と証明印がないものは<b>無効</b>です。</p> <p>★月別利用状況個人表と同内容であれば、幼稚園発行の個人表の提出が可能です。その場合、助成対象利用日以外は必ず二重線で取消してください。幼稚園発行の個人表について、詳しくは幼稚園にお問い合わせください。</p>
	②園児を保育することができない理由を証明する書類	<p>●<b>就労証明書は、就労実績について、就労先に全ての記入を依頼する</b></p> <p>★原則として、父・母の分が必要です。兄弟姉妹の同時申請は一組で兼用可能。ひとり親等の世帯の方は付箋等にその旨を記入してください。</p> <p>★就労証明書を受け取ったらすぐに、記入漏れや間違いがないか確認してください（別紙の申請用チェックリストを参照のこと）。</p> <p>★妊娠・出産の場合、母子手帳のコピー以外に父の分の就労証明書等を添付。</p> <p>★疾病・負傷、介護・看護の場合、診断書の写し等と配偶者の就労証明書等を添付。</p> <p>★記入漏れや内容に虚偽があると判明した場合、証明書は<b>無効</b>です。</p>
	③住民票の写し	<p>★申請書の同意確認欄で「同意する」を☑とした場合、住民票の写しの提出を省略することができます。</p>
	④申請用チェックリスト	<p>★書類の記入時にご利用ください。</p> <p>★記入後、提出前のチェックにご利用ください。</p> <p>★☑を入れた後のチェックリストを提出してください。</p>



◆提出期限 ⇒期限を過ぎてからの申請には助成できません。早めに申請してください

平成29年度4月から9月(前期)の利用分⇒平成29年10月20日(金) 必着

平成29年度10月から3月(後期)の利用分⇒平成30年4月27日(金) 必着





◆提出先 ⇒提出前に書類の不足や記入間違いがないか、もう一度確認してください

市役所保育課（市役所西別館2階に持参、または我孫子市役所保育課子育て担当宛に郵送）

- ・市内各行政サービスセンター（提出期限内の申請のみ受け付け可。書類を必ず封筒に入れ、「保育課 子育て担当宛」と明記のこと）

◆よくある質問と答え⇒ここにはない問い合わせは保育課へ

【表3】 よくある質問と答え

理由	No	質問	答え
就労の日数	1	祝日があったため勤務日が減り、 <b>11日勤務の月</b> があります。この月は申請できますか。	いいえ。原則として就労日数が11日以下の月は助成の対象とはなりません。12日以上就労が必要です。（【表1】1参照）（本表No.4と6も参照してください）
	2	月の途中で就職（退職）しました。この月は10日間の就労ですが、助成の対象となりますか。	いいえ。就労日数が不足しているため助成対象となりません。就職（退職）月でも、申請には12日以上就労が必要です。（【表1】1参照）（本表No.4と6も参照してください）
シフト制	3	シフト制で日によって勤務時間帯が変わります。就労証明書の「1日勤務時間」はどのように書いてもらえばよいですか。	最も早い開始時刻～最も遅い終了時刻までの勤務時間を記入してもらってください。また、各々の日の就労時間帯がわかるよう、シフト表かタイムカードのコピー等を添付してください。
有給休暇	4	有給休暇は就労日数に合算できますか。	はい。就労証明書に有給休暇が  や  で示してある日は、就労日数として加算できます。時間休は、備考欄に、休みを取得した時間帯がわかるような記入が必要です。ただし、有給休暇取得の時間帯に利用された預かり保育は助成の対象外です。
行事 学校	5	就労後、上の子の <b>学校行事</b> に参加しましたが、この間の利用分は申請できますか。	いいえ。学校行事への参加の時間は預かり保育の助成対象となりません。行事とそのための移動にかかった時間を除いて申請してください。
夜勤明け	6	園児の父が夜勤シフトのある仕事のため、明けの日は家で夕方まで休んでいます。 <b>夜勤明けの日</b> の利用は対象となりますか。	はい。原則として夜勤明けで休養を要する場合、その日も就労日とみなします。就労先に、就労証明書のカレンダーの夜勤明けの日に☆印、就労日数と夜勤明け日数の合計を記入してもらってください。
まにあわない 就労証明書が	7	事前に依頼していましたが、店長の出張などで <b>就労証明書が期限までに間に合いません</b> 。どうしたらよいですか。	やむを得ず就労証明書が遅れる場合、期限までに、 <b>申請書と他の必要な添付書類等</b> を必ず提出してください。その際、申請書の欄外下に不足書類がある旨と再提出予定日を記載し、不足書類は入手後できるだけ早く再提出してください。期限日を過ぎてからの不備書類の再提出は行政サービスセンターではなく、郵送するか保育課に持参してください。

【表3】 よくある質問と答え（つづき）

理由	No	質問	答え
記入漏れ	8	就労証明書に記入漏れがありました。書き直してもらおうと期限に間に合わなくなりそうです。どうしたらよいですか。	就労証明書のコピーを取り、至急、就労先に追加記入を依頼してください。また、期限までに、 <b>申請書と他の必要な添付書類</b> と共に <b>不備の就労証明書のコピー</b> を必ず提出してください。その際、申請書の欄外下に不足書類がある旨と再提出予定日を記載し、不足書類は入手後できるだけ早く提出してください。期限日を過ぎてからの不備書類の再提出は行政サービスセンターではなく、郵送するか保育課に持参してください。
疾病 負傷	9	園児の母が3週間入院して手術を受けました。退院後も自宅で10日間安静にするよう言われましたが、その間に利用した預かり保育料は対象になりますか。	はい。概ね1か月以上の治療や療養を要する場合として助成の対象となります。診断書や病院の領収書のコピー等、入院期間を証明できる書類と、その後10日間の自宅療養が必要である旨が記載された主治医の診断書等のコピーを提出してください（【表1】2参照）。また父の就労証明書等も添付してください（本表No.11も参照してください）。
妊娠 出産	10	出産予定日は12月30日だったのですが、実際の出産は1月4日でした。何月から何月までが対象になりますか。	<b>10月から3月までが対象となります。</b> 出産予定日の月と出産月がずれた場合、出産予定日の月とその前の2か月、および出産月とその後の2か月を対象とします。母子手帳の出産予定日と実際の出産日の記載があるページのコピーを添付してください。また父の就労証明書等も添付してください。
介護 看護	11	家族が次々にインフルエンザにかかり全員が完治するのに4週間かかりました。看護の理由での申請はできますか。	いいえ。数週間以内に治癒する疾病（インフルエンザ・溶連菌感染症・みずぼうそう等）の罹患や看病は、疾病や看護の理由での助成対象とはなりません（【表1】2,4参照）（本表No.9も参照してください）。
個人表の証明がまにあわない	12	月別利用状況個人表に幼稚園の印をもらうのを忘れていました。提出が期日までに間に合わないかもしれません。どうしたらよいですか。	記入済みの月別利用状況個人表のコピーを取り、 <b>申請書や他の必要な添付書類</b> と共に、期限までに必ず提出してください。その際、申請書の欄外下に不足書類がある旨と再提出予定日を記載し、不足書類は入手後できるだけ早く、保育課に郵送または持参してください。期限日を過ぎてからの不備書類の再提出は行政サービスセンターでは受付できません。幼稚園への証明日・証明印の依頼は早めをお願いします。特に、9月分と3月分の月別利用状況個人表は、最終利用日の時点で幼稚園に証明日・証明印を依頼できるようにしてください。
利用が前期から後期にまたがる	13	8月10日に出産予定のため、6月から10月まで預かり保育を利用する予定です。申請は9月までの分と10月の分を分けなければいけませんか。	はい。分けて申請してください。 前期の提出期限までに9月末日までの利用分を、後期の提出期限までに10月以降の利用分を、それぞれ申請してください。また父の就労証明書等もそれぞれの期間の分が必要です。疾病・負傷、介護・看護、災害の復旧作業での申請も同様です。



問い合わせ先および提出先：

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地  
我孫子市役所 保育課（西別館2階）  
電話：04-7185-1111（内線322）